

## 只見町薪ステーション運営事業仕様書（案）

本仕様書は、只見町薪ステーションにおいて、間伐材等の集積、薪の製造及び運搬を行おうとする事業者（以下「事業者」という。）が事業を運営するにあたり、必要とする条件等を規定するものである。

事業者が企画提案を行い、事業を実施するためには、本仕様書に記載された事項を満たす必要がある。

### 1 事業名

只見町薪ステーション運営事業

### 2 契約形態

施設毎に只見町との使用貸借契約を締結する。

### 3 契約期間

契約締結時において、町が定めた日から起算して5年間とする。

ただし、契約満了の1年前から6カ月前までに双方協議のうえ合意が得られれば、さらに5年を超えない期間の使用貸借契約ができるものとする。

### 4 運営開始日

使用貸借契約に定める日に運営開始すること。

### 5 貸付料

無償とする。

### 6 使用貸借契約に係る付帯事項等

- (1) 事業者は、薪原木の購入、薪製造販売等の事業を運営するものとする。
- (2) 事業者は、只見町薪ステーション内の既設の設備、備品等を使用することができる。
- (3) 事業のために必要な機器等の備品、消耗品等及び改修工事（事業者が必要とした場合）等の一切は、事業者の負担において準備すること。
- (4) 事業者は、事業開始におけるスタートアップ支援として只見町薪ステーション運営支援事業補助金交付を申請することができる。

### 7 施設概要

- (1) 運営場所 只見町大字長浜字杉沢1235番3ほか
- (2) 貸出物件 別表1のとおり

## 8. 事業内容

町内の森林育成により薪用原木を確保し、薪ステーションにおいて薪を製造、保管を行い、公共施設や一般家庭で燃料として使用する薪を供給するため、次の業務を行うこと。

### (1) 森林経営計画に基づく原木の確保、受入

林業事業者との契約等により、森林経営計画に基づく伐採により発生した間伐材を確保し、薪ステーションに受け入れること。合わせて、公共事業や道路等の支障木の受入れも行うこと。

### (2) 原木の買取り及び薪の製造管理

原木については、別表2に示す価格に基づき、買取りを行うこと。買取り価格等の改定を行う場合は、予め町の承諾を受けること。公共施設等で燃料として使用するための薪は、薪長60cm、含水率（湿量基準）25%以下を基準とする。

### (3) 薪の搬入、販売

公共施設で使用する薪の販売価格は、別表3に示す価格とする。販売価格の改定を行う場合は、予め町の承諾を受けること。公共施設での薪の利用は、季の郷湯ら里・深沢温泉むら湯に設置する薪ボイラーにおいて、令和6年12月開始を予定している。スギの薪で年間748m<sup>3</sup>程度の購入を計画している。（ナラの薪の場合は、475m<sup>3</sup>を想定）

一般家庭への薪、原木の販売にあたっては、当初年間100m<sup>3</sup>程度を目標とし、需要に応じて供給量の拡大を図ること。なお、販売価格は事業者において定め、町へ報告すること。

### (4) その他

- ①薪の生産方法、運営体制、ランニングコストについては、別紙「只見町薪ボイラー事業化全体設計業務報告書」を参考にすること。
- ②営業日は、事業者において決定することができる。
- ③原木、薪の取扱量、収支及び利用者等の運営状況について、町へ毎月報告すること。
- ④毎年アンケートを行う等、利用者等の意見を反映した運営を行うこと。
- ⑤事故等が発生した場合には、最善の処置を施すとともに、速やかに町に報告して、適切な対応を行うこと。

## 9 施設管理等

- (1) 事業者は、貸与された施設区域内の清掃を業務終了時及び必要な都度行うものとする。また、施設区域内の整理整頓に努め、常に清潔に保つこと。
- (2) 事業者は、貸借した施設区域について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、目的外に利用してはならない。
- (3) 事業者は、施設、設備等について、滅失、損傷、故障等があった場合又は発見した場合は、直ちに町に報告すること。
- (4) 事業者は、町と協議して施設管理マニュアルを作成すること。

## 10 損害賠償責任

事業者は、事業の実施にあたり町又は第三者に損害を与えたときは、町の責に帰す理由による場合を除き、その賠償の責を負わなければならない。

## 11 費用負担区分

本事業の経費の負担区分については、別表4のとおりとする。

## 12 疑義等

本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、町と事業者で協議のうえ、決定するものとする。

別表1

区分	名称	数量
建物	工場	1棟 407.20 m <sup>2</sup>
〃	事務所	1棟 115.92 m <sup>2</sup>
土地	敷地	3474.21 m <sup>2</sup>
機械器具	自動薪製造機	1台
〃	薪割り機 30 t	1台
〃	エンジンチェンソー	1台
〃	電動チェンソー	1台
〃	フォークリフト	1台
備品類	バンドリング枠	2台
〃	ローラーコンベアー	1式
〃	架台	1式

別表2

項目	買取り価格	原木の規格	
		長さ	太さ
森林経営計画に基づく間伐材	スギ等 4,400 円/m <sup>3</sup> ナラ等 8,900 円/m <sup>3</sup>	スギ等 1.8m ナラ等 2.0m	末口 7 cm以上、 元口 43 cm以下 43 cm超は要相談
林業事業者	スギ等 4,400 円/m <sup>3</sup> ナラ等 8,900 円/m <sup>3</sup>	スギ等 1.8m ナラ等 2.0m	末口 7 cm以上、 元口 43 cm以下
工事等で発生した支障木	無償受入	スギ等 1.8m ナラ等 2.0m	末口 7 cm以上、 元口 43 cm以下

一般個人	スギ等 4,400 円/m <sup>3</sup> ナラ等 8,900 円/m <sup>3</sup>	スギ等 60cm 以上で 60cm の倍数 ナラ等 40cm 以上で 40cm の倍数	末口 7 cm 以上、 元口 43 cm 以下
------	--	--	----------------------------

重量換算 スギ等針葉樹：5,500 円/t (1 t あたり 1.25 m<sup>3</sup>)

ナラ等広葉樹：8,900 円/t (1 t あたり 1.00 m<sup>3</sup>)

別表 3

項目	施設用薪単価	備考
スギ等針葉樹	12,000 円/m <sup>3</sup>	薪ボイラー施設の薪ラックへの補充 作業費を含む
ナラ等広葉樹	18,500 円/m <sup>3</sup>	

別表 4

項目	負担区分
工場敷地借上料	町の負担
建物火災保険料	町の負担
上記以外のすべて	運営事業者の負担